

魅力ある芳賀町!

～支援制度紹介～

町では、暮らし、健康・福祉、子育てなどさまざまな分野において支援制度を設けていますので、ぜひご利用ください。詳細は、町ホームページや各担当係までお問い合わせください。

	制度名	概要	補助金額・補助割合	担当課・係
暮らし	定住促進補助金	町外からの移住者の増加や町外への人口流出を抑制することにより定住人口の拡大を図るため、40歳未満の若者等の住宅の購入や賃貸住宅の物件に対し補助金を交付	住宅取得事業:50万円(18歳未満の子1人につき50,000円、町内建築業者による建築10万円)住宅家賃補助事業:36万円(月10,000円※最大36ヵ月)	都市計画課 市街地整備係 ☎028(677)6052
	生垣設置奨励金	緑豊かなまちづくりを推進するため、住宅や店舗・事務所(工業団地内は除く)の敷地に生け垣を設置する人に対し、奨励金を交付	設置費を要さないもの:1m当たり1,000円。設置費を要したのもの:1m当たり3,000円。設置費が奨励金の1m当たりの限度額に満たない場合は設置費の額。(奨励金の総額の限度額60,000円)	都市計画課 都市計画係 ☎028(677)6020
	合併処理浄化槽設置	町での水洗トイレの普及向上により河川などの水環境を保全するため、合併処理浄化槽の新設及び既存の浄化槽の更新工事をする人に対し、費用の一部を補助	浄化槽の新設:130㎡未満5人槽(限度額49.8万円)、130㎡以上7人槽(限度額62.1万円)、2世帯住宅10人槽(限度額82.2万円)※いずれも事業費の6割まで 浄化槽の更新:130㎡未満5人槽33.2万円、130㎡以上7人槽41.4万円、2世帯住宅10人槽54.8万円	建設課下水道係 ☎028(677)6021
	完熟堆肥購入補助金	循環保全型農業の推進を図るため、畜産農家等の糞尿処理施設でできた良質の堆肥(町指定完熟堆肥販売者から購入したもの)を使用して農作物を栽培する人の購入・散布費用の一部を補助	経費の1/2以内	農政課 農業振興係 ☎028(677)1110
	生ごみ資源化推進補助金	生ごみの堆肥化を幅広く推進するため、電動式生ごみ処理機、コンポスト容器及び有機質資材(EMほかし)の購入を補助	・電動式生ごみ処理機…1台当たりの購入費の1/2(上限30,000円)1世帯につき1台まで ・コンポスト容器…1基当たりの購入費の1/2(上限5,000円)1世帯につき3基まで ・有機質資材…EMほかしの購入費の1/2(上限1,000円)	環境対策課 環境対策係 ☎028(677)6041
	安全安心	特殊詐欺対策電話機購入補助金	自動応答録音機能等の特殊詐欺対策機能を備えた電話機または固定電話に接続する補助機等を購入した、町内に住所を有する65歳以上の人またはその世帯員に対し、購入費用を助成	購入費用の1/2(上限5,000円)
防災士資格取得補助金		防災について地域におけるリーダーとなる人材を養成するため、日本防災士機構が実施する「防災士」の認証を受けるための費用を助成	研修講座受講料・資格取得試験受験料・資格認証登録料・受講料振込手数料の全額	
木造住宅耐震対策助成		建物の耐震性の向上を図るため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断・耐震改修及び建替えをされる人に対し、費用の一部を補助	耐震診断に要する費用:補助率2/3(限度額20,000円)。耐震診断に基づく耐震改修に要する費用(ただし耐震補強計画も同時に策定する場合):補助率4/5(限度額100万円)。耐震診断に基づく耐震建替えに要する費用:補助率1/2(限度額100万円)。	都市計画課 都市計画係 ☎028(677)6020
商工業	商店街等活性化補助金	町内商店街等の活性化によるにぎわい創出と経営の持続化のため、町に住居登録のある個人事業主または、町内に主たる事業所を有する中小企業者が事業を行った際に補助金を交付	対象の事業費の1/2以内、上限10万円	商工観光課 商工観光係 ☎028(677)6018
	保証料補助制度	「芳賀町中小企業振興資金制度」により融資を利用している事業者に対し、保証料について補助	対象の融資の保証料1/2以内、上限50,000円	
	利子補給補助制度	「芳賀町中小企業振興資金制度」により融資を利用している事業者に対し、利子について補助	対象の融資の利子(年利1.0%分)	
地域	地域公民館整備事業費補助金	町内の地域公民館の環境整備を図るために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付<種類>公民館建設事業、合併処理浄化槽等設置事業、駐車場舗装整備事業	事業費の1/2または各事業の定める上限のいずれか低い額	生涯学習課 生涯学習係 ☎028(677)0009
	コミュニティ活動奨励金	地域の活性化を図る公益活動に対して、構成員5人以上の芳賀町内ボランティア団体、民間非営利組織などに奨励金を交付	1団体50,000円まで。ただし飲食料、人件費、謝礼等は対象外。※受付期間5月末まで	
	エコステーション整備費補助金	町資源物回収団体として登録されている団体に対し、エコステーション整備に係る費用の一部を助成	整備に係る費用の1/2(上限20万円)	環境対策課 環境対策係 ☎028(677)6041

	制度名	概要	補助金額・補助割合	担当課・係
健康・福祉	犬及び猫避妊等手術費補助金	愛犬、愛猫に避妊手術・去勢手術を受けさせる飼い主に対し補助金を交付	犬…メス5,000円、オス3,000円 猫…メス4,000円、オス3,000円	環境対策課 環境対策係 ☎028(677)6041
	国民健康保険人間ドッグ及び脳ドッグ補助金	35歳以上75歳未満の町国民健康保険の被保険者で人間ドッグ・脳ドッグを受ける人に対し、補助金を交付(先着250人)	一律20,000円(人間ドッグ・脳ドッグのいずれかに対し、同年度内に1回限り)	
	後期高齢者医療人間ドッグ及び脳ドッグ補助金	75歳以上の後期高齢者医療の被保険者で人間ドッグ・脳ドッグを受ける人に対し、補助金を交付(先着50人)	一律20,000円(人間ドッグ・脳ドッグのいずれかに対し、同年度内に1回限り)	健康福祉課 健康係 ☎028(677)6042
	骨髄移植ドナー支援事業奨励金	骨髄などの提供希望者の増加や骨髄移植の推進を図るため、ドナー本人及びドナーが勤務する事業所に対し、奨励金を交付	個人:入院・通院に要した日数(上限7日)に20,000円を乗じた額 事業所:入院・通院に要した日数(上限7日)に10,000円を乗じた額 申請期限は骨髄等の提供が完了した日から1年以内	
	障害者自動車改造費補助金	重度(1、2級)の身体障害者が、就労等のため自ら所有し、運転する自動車の操向装置等の一部(ハンドル、ブレーキ、アクセル)などを改造する費用を助成	1、2級の上下肢または体幹機能障害者で、特別障害者手当ての所得制限限度額を超えない世帯に属する人 実費(限度額10万円)	
	自立支援医療費	身体障害(児)者の生活上の便宜を増すための医療受診や精神障害者の精神医療を継続的受診のため、医療費を助成	<負担額> 医療費の1割 <負担上限額> 世帯収入等により0円～20,000円	
	障害者福祉タクシー券	重度の心身障害者が通院等のためタクシーを利用する場合、費用の一部を助成することで交通の便の確保を図る	乗車1回につき初乗運賃を助成(タクシー券1枚)月4枚が上限、年間48枚を交付	
	障害福祉サービス	障がいがある人も地域で自立した生活が送れるよう総合的なサービスを提供	<障がい児者の利用者負担額> 原則サービス利用料の1割 <負担上限額> 世帯収入等により0～37,200円	健康福祉課 福祉係 ☎028(677)1112
	重度心身障害者医療費助成制度	重度心身障害者(身障手帳1・2級、療育手帳A1・A2所持者)の人の健康を確保するため、病院で診療を受けたときや、薬局で調剤を受けたとき等に支払う自己負担分を助成	医療保険が適用された医療費の自己負担分 ※高額療養費や付加給付に該当した場合、給付を受けた額を控除	
	特別児童扶養手当	<1級> ・身体障害者手帳1・2級及び3級の一部の児童、療育手帳A1・A2の児童(診断書が必要な場合あり) ・上記と同程度の障がいがあると認められた児童 <2級> ・身体障害者手帳3級及び4級の一部の児童、療育手帳B1の児童(診断書により判定) ・上記と同程度の障がいがあると認められた児童	心身に障がいのある20歳未満の子を監護している父母、またはその養育をしている人 障がい児1人につき月額52,200円(改定あり) 心身に障がいのある20歳未満の子を監護している父母、またはその養育をしている人 障がい児1人につき月額34,770円(改定あり)	
子育て	とちぎ結婚支援センター登録補助金	公益財団法人とちぎ未来クラブが運営するとちぎ結婚支援センターへ入会された人、入会に要する経費の一部を補助(住所、町税納付状況等条件あり)	入会に要する経費の1/2(上限5,000円)	生涯学習課 生涯学習係 ☎028(677)0009
	子ども医療費助成制度	子どもの保護者に対し、子どもが受けた保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成	保険診療が適用された医療費の自己負担分	
	ひとり親家庭助成制度	子どもがいるひとり親家庭の親または養育者と子に対し、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成(所得制限あり)	保険診療が適用された医療費の自己負担分	
	妊産婦医療費助成制度	妊娠の届出をした人が受けた保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成(届出をした月以前の診療が、その妊娠によるものと認められる場合も助成)	保険診療が適用された医療費の自己負担分	子育て支援課 児童福祉係 ☎028(677)1333
	児童手当	中学校終了前の児童を養育している人に対し、家庭等における生活の安定に寄与するため手当を支給	児童の年齢 支給手当月額(1人当たり) 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学校終了前 10,000円	
	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進することを目的として手当を支給(所得制限あり)	児童の人数、受給資格者・扶養義務者の前年の所得に応じて支給の可否と金額を決定 例)児童1人で全部支給の場合:月額42,910円	
	チャイルドシート購入補助金	チャイルドシートを購入した人に対し、補助金を交付(購入日、町税納付状況等条件あり)	購入額の1/2の額(上限10,000円)	
出産祝金事業	出産した人、もしくはその配偶者に対し、出産祝金を支給(住所、町税納付状況等条件あり)	出生児1人につき10万円	子育て支援課 子育て世代包括支援センター係 ☎028(677)6040	
不妊治療費助成事業	医療保険適用外の不妊治療を受けた、法律上の婚姻をしているご夫婦に対し、不妊治療費を助成(住所、町税納付状況等条件あり)	治療費の1/2の額で、1年度15万円を限度に通算5年まで		